新潟大学工学部同窓会（悠久会）会則

第一章　総　　則

第一条　本会は新潟大学工学部同窓会（悠久会）と称する

第二条　本会の事務所は新潟大学内（新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 新潟大学科学技術交流悠久会館）に置く

第三条　本会は会員相互の連携と親睦を強化し、併せて母校の発展並びに学術文化の向上と産業の発達に寄与することを目的とし，昭和 43 年 6 月 23 日設立する

第四条　本会は第三条の目的を達成するため次の事業を行なう

1. 会員相互の連絡と共助に関すること
2. 母校との連絡に関すること
3. 産業関係の調査研究並びに奨励に関すること
4. 工業知識の普及に関すること
5. 会員名簿の整備を行うこと
6. その他必要と認める事業

第五条　本会の目的を達成するため多数の会員が存在する地区に支部を置く

第二章　会　　員

第六条　本会の会員は正会員、准会員、特別会員及び名誉会員の四種とする

1. 正会員は長岡高等工業学校、長岡工業専門学校、新潟大学工学部の卒業生及び新潟大学大学院工学研究科の修了生並びに新潟大学大学院自然科学研究科を修了した者で理事会の承認を受けた者
2. 准会員は新潟大学工学部の在学生
3. 特別会員は母校の現教職員及び旧教職員であって理事会が推薦した者
4. 名誉会員は学識名望があり本会並びに産業の発展に功績があった者で総会において推薦した者

第三章　役　　員

第七条　本会に次の役員を置く

1. 名誉会長1名、理事長1名、常任理事若干名、理事若干名、監事2名、各支部長
2. 本会に副理事長を置くことができる
3. 本会に相談役及び顧問を置くことができる

第八条　役員は次の如く選任する

1. 名誉会長は新潟大学工学部長を推戴する
2. 理事長は理事の互選により選出し、総会の承認を得る
3. 常任理事は理事中より理事長が推薦し、理事会の承認を得る。また、理事長は正会員の中から若干名を常任理事に推薦することができる
4. 理事は各支部の正会員（以下支部会員という）より選出された者、新潟大学工学部在職中の正会員（以下本部会員という）より選出された者、及び各支部長とする。ただし、その選出人数は施行細則による
5. 監事は理事会において選出する
6. 支部長は各支部において選出する
7. 副理事長は理事中より理事長が推薦し、理事会の承認を得る
8. 相談役及び顧問は会員中から理事会が推薦する

第九条　役員の任務は次の如く定める

1. 理事長は本会を代表し、会務を総括する
2. 理事は理事会を組織し重要事項を審議する
3. 常任理事は常任理事会を組織し通常の会務を処理し、理事会に提案する諸議案を作成する
4. 監事は会計及び会務の執行を監査し必要に応じて理事会に意見を述べる
5. 支部長は支部を代表し、支部の会務を総括する
6. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する
7. 名誉会長、相談役及び顧問は会務に関して理事会の要請により意見を述べる

第十条　理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

第四章　会　　議

第十一条　会議は総会、理事会、常任理事会及び支部長会とする

第十二条　総会は毎年1回理事長が招集する。ただし、事情によって理事会に図った上臨時総会を開催することができる。総会で決議する事項は次の如く定める

1. 会則変更
2. 財産管理及び処分
3. その他重要事項

第十三条　定期理事会は理事長の招集により毎年催し、臨時理事会は必要に応じ随時開催する理事会で決議する事項を次の如く定める

1. 総会に提出する原案の作成
2. 総会の決議による会務の処理
3. 経常費予算の認定
4. 会則施行細則の制定改廃
5. その他総会の権限外の事項

第十三条の二　常任理事会は理事長の招集により、随時開催する
第十三条の三　支部長会は各支部長をもって組織し理事長の招集により毎年1回以上開催し、本会の会務を円滑に運営するための意見交換を行なう
第十四条　議事はすべて出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長が決する

第五章　会　　計

第十五条　本会の経費は正会員及び准会員の会費、入会金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる
第十六条　会費は通常会費または終身会費とし、いずれかを納入する
第十七条　通常会費、終身会費及び入会金の金額並びに納入方法については施行細則に定める
第十八条　本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする

附則

第十九条　会則を施行するに必要な細則は理事会の決議により別に定める
第二十条
1. 本会則は昭和 43 年 6 月 23 日より施行する
2. 本会則は昭和 55 年 5 月 4 日より施行する
3. 本会則は昭和 56 年 7 月 4 日より施行する
4. 本会則は平成元年 6 月 3 日より施行する
5. 本会則は平成 5 年 6 月 5 日より施行する
6. 本会則は平成 10 年 7 月 4 日より施行する
7. 本会則は平成 15 年 8 月 3 日より施行する
8. 本会則は平成 18 年 7 月 8 日より施行する
9. 本会則は平成 22 年 7 月 17 日より施行する
10. 本会則は令和 6 年 6 月 29 日より施行する

新潟大学工学部同窓会（悠久会）会則施行細則

役 員

第一条　支部会員より選出される理事と本部会員より選出される理事の選出人数は次の規定による

1. 支部会員より選出する理事は、支部会員 200 名までは1名とし、200 名を越える支部においては、200 名ごとまたはその端数毎に1名を追加することができる。ただし、理事長副理事長を選出した支部は、さらにそれぞれ1名を追加することができる
2. 本部会員より選出する理事については会務遂行に必要な人数とする

第二条　監事に欠員が生じたときは理事会において後任者を選出する

第三条　監事は理事を兼任することができない

会 計

第四条　本会の資産は本部常任理事が保管し、理事長が管理する

第五条　本会計に特別会計を設けることができる

支 部

第六条　支部はその所在地によって新潟大学工学部同窓会何々支部と称し、一定の場所に事務所を置く

第七条　新たに支部を設置する場合はその区域、支部規則案及び支部会員名簿を理事会に提出して承認を受けなければならない

第八条　支部の運営に要する経費は当分の間その支部の負担とする。ただし、本部はその経常費の予算内において理事会の決議を経て、支部に補助金または返還金を交付することができる

第九条　支部は毎年1回以上その活動状況や支部会員異動状況を理事長に報告するものとする

会 費

第十条

1. 通常会費は年額 金 2,000 円とする
2. 終身会費は 40,000 円とし原則として一括納入するものとする
3. 通常会費から終身会費に切り換えても納入済みの通常会費は返還しない
4. 終身会費を増額改定した場合には、その増額分を追加納入するものとする
5. 入会金は金 15,000 円とし本会入会時に納入するものとする
6. 准会員が退学や除籍により脱会した場合で、終身会費を払い込んである場合には、終身会費から通常会費分を差し引いた金額を返却することができる

会員の個人情報の管理

第十一条　本会は、会則第一章第四条に定めた事業遂行の目的で、会員動向の把握に努める。なお、会員の個人情報は新潟大学工学部同窓会会員個人情報管理規定に基づき、本部において適正かつ公正に管理する

附則

第十二条　会則及び会則施行細則の適用できない事項が生じたときは、理事会において個々に解決するものとする

第十三条

1. 本会則施行細則は平成 10 年 7 月 4 日より施行する
2. 本施行細則は平成 14 年 7 月 6 日より施行する
3. 本施行細則は平成 17 年 4 月 1 日より施行する
4. 本施行細則は令和 6 年 6 月 29 日より施行する